

コメントの概要及びコメントに対する証券監視委の考え方

(別紙1)

番号	関係箇所	コメントの概要	コメントに対する考え方
Ⅱ－１－４ 態勢編・投資助言・代理業者			
1	1. 内部管理態勢	(1)- 「取締役等は、自らが行う他の事業の種類や特性等から、それを優先することにより、金融商品取引業者としての責任や役割を劣後させていないか。」とあるが、「それを優先する」とは何のことか。	例えば、金融商品取引業者が金融商品取引業以外に行っている事業がある場合においては、当該他に行っている事業を指すものと考えられます。
2	1. 内部管理態勢	(3)- -ハ 「金融商品の選定（適合性）」とあるが、④は営業員管理に関するものであることから、金融商品の選定とは、投資助言契約を締結する場合の適合性の原則に関することであり、助言を行う際の金融商品の選定に関するものでないとの理解でよい。	貴見のとおり、一義的にはその行う投資顧問契約の締結に係る勧誘時において、適合性の原則が図られることが必要であるものと考えられます。
3	1. 内部管理態勢	(4) 「トラブル処理態勢」とあるが、金商法制下では、苦情の解決のための体制、苦情処理措置、紛争解決措置が定められており、これらの規定に適合した内部管理態勢が求められていることから、この「トラブル」は「苦情および紛争」と同義であるとの理解でよい。	例えば、顧客に対する法令違反行為等もこれに含まれるものと考えられるため、必ずしも「苦情及び紛争」に限られるものではないと考えられます。
Ⅱ－２－１ 業務編・共通項目			
4	2. 内部管理	(3)- 顧客から苦情の申出があった場合には、金融 ADR 制度の説明をする前に、まずは、金融商品取引業者等において苦情の解決のために努力すべきものと考えられることから、本項目に「当事者間の話し合いでは顧客の理解が得られない場合や、損害賠償金額の確定が困難である場合には」といった監督指針と同様の文言を追加して欲しい。	ご意見を踏まえ規定を修正します。
Ⅱ－２－２ 業務編・第一種金融商品取引業者			
5	1. 営業姿勢等	(1)- 顧客カードの登録内容の変更は、顧客にその旨の内容を確認してから行うべきものであり、本項目に「顧客の確認」が必要な旨を通知して欲しい。	ご意見を踏まえ規定を修正します。
6	1. 営業姿勢等	(2)- 現行案においては「投資信託の運用状況に重大な影響を与えた場合」とあるが、どういう事象をもって重大な影響を与えた場	ご意見を踏まえ規定を修正します。

			合に該当したと判断すればよいのか不明確であり、その判断は困難である。明確に判断できるよう、監督指針と同様の規定として欲しい。	
7	4. 投信営業	(1)-	本条文の「顧客」とは、特定投資家を除くという理解でよいか。	ご理解のとおりです。
8	4. 投信営業	(1)-	勧誘を行ったとしても契約締結に至らなかった場合は、顧客からの確認書受入れは不要という理解でよいか。	ご理解のとおりです。
9	5. デリバティブ営業等	(3)	①特定投資家(一般投資家であっても特定投資家なりしたものを含み、特定投資家であっても一般投資家なりしたものを除く)や②店頭デリバティブ取引のうち金融商品取引業から除かれるものに係る投資家は、いずれも書面交付義務等の対象外であることから、各種の説明書面にかかる記述は、これらの投資家向けの営業については適用されないという理解でよいか。	ご理解のとおりです。
10	5. デリバティブ営業等	(3)- -二	「随時・適切に見直しがなされているか。」とあるが、具体的にどのくらいの期間で見直しを行えばいいのか、明確な基準を示してほしい。(例えば、毎週とか毎月等)	その行う取引により、算出に必要となる各種の金利指標等の変化の早さと大きさは市場環境等の影響を受けて変動するものであることから、見直しを行うべき期間を画一的に示すことは困難であり、取引の内容、市場環境等の要因を総合的に勘案し合理的と認められる期間において見直し等を行う必要があるものと考えられます。
11	5. デリバティブ営業等	(3)- -へ	「例えば、算定条件の共通化など」とあるが、具体的にどのような対応を求めているのか具体的に示して欲しい。	
12	5. デリバティブ営業等	(3)- -へ	「顧客が誤った判断から本来必要のない過大な費用負担をする」とは、具体的にどのような事態を想定したものか。	
Ⅱ－２－５ 業務編・投資運用業者				
13	1. 投資運	(3)-	又の変更及びブルの新設が行われているが、それぞれ「投資信託	ご理解のとおりです。

	用業		及び投資法人に関する法律」第11条第1項、第2項を受けたものと思われる。従って又およびルは、投資運用業者が投資信託委託会社として特定資産の運用を行うケースのみを対象としたものであり、投資一任契約に基づき特定資産の運用を行うケース等は対象外であるとの理解でよい。	ご意見を踏まえ、規定を明確化いたします。
14	1. 投資運用業	(3)- -ル (5)- -二	「利害関係人」とあるが、「投資信託及び投資法人に関する法律」を受けたものであるならば、「利害関係人等」とすべきではないか。	ご意見を踏まえ規定を修正いたします。